

2017年4月28日

各 位

青山学院大学
学長 三木 義一
大学院法学研究科長 大石 泰彦

大学院法学研究科ビジネス法務専攻の改組について

標題について、青山学院大学は、大学院法学研究科及び学内関係部署による検討を重ねた結果、下記のとおり、大学院法学研究科ビジネス法務専攻の改組を決定いたしましたので、関係各位にご報告を申し上げます。

記

1. 修士課程の入学定員変更

2018年度から、(1) 入学定員は20名、(2) 修業年限は2年制及び3年制、(3) 設置プログラムは税法務プログラムのみといたします。

2. 博士後期課程の入学者募集停止

2018年度入学試験から、博士後期課程の入学者募集を停止いたします。博士後期課程入学希望者については、大学院法学研究科私法専攻及び公法専攻の博士後期課程が実施する入学試験を受験し、入学の許否につき判定を受けることといたします。

－ 改組の理由 －

青山学院大学大学院法学研究科は、「ビジネスロー」の教育・研究を担う主として社会人を対象とする大学院としてビジネス法務専攻修士課程を2005年度に開設し、実務家の高度に専門的な学習の需要に応えるべく、人事労務法務、知財法務、税法務、金融法務という4つの法務領域に特化したプログラムを運営してまいりました。専攻開設から10年以上を経る間、実務家らの専門学習に係る需要が大きく変遷してきたことに伴い、本研究科はこれまでに、その教育・研究資源を集中投入すべき法務領域を選別・明確化するなど、ビジネス法務専攻の発展的展開に向けた施策を検討ないし導入してまいりましたが、今般、大学院法学研究科及び学内関係部署による累次の検討の結果、今後も社会に貢献できる高度人材を着実に輩出するための組織改革の一環として、上記の改組を行うことが望ましいと判断するに至りました。

関係各位におかれましては、今後とも、青山学院大学及び大学院法学研究科ビジネス法務専攻における教育・研究活動に一層のご理解とご支援を賜りたく、衷心よりお願い申し上げます。

以 上